平成２４年（フ）第２１９７号
大阪府守口市八雲東町２丁目78番38―521号
債務者　坂本奈緒美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９８号
大阪府豊中市宮山町４丁目13番５号
債務者　櫻井　宏美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０５号
大阪府吹田市川園町60番４―303号
債務者　尾上　宣行
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１号
兵庫県川西市水明台４丁目５番地の39、前住所兵庫県川西市清和台西２丁目７番地の44
債務者　ホームパースこと　濱田佳代子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３３号
兵庫県川西市萩原台東２丁目132番地
債務者　西森美保子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２号
佐賀県西松浦郡有田町南原丁13番地６
債務者　江島　政司
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２５号
佐賀県杵島郡白石町大字福田2596番地３
債務者　北村晃久仁
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０５号
沖縄県那覇市字松川306番地19新垣アパート203
債務者　玉代勢兼治
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３２号
沖縄県那覇市曙１丁目６番19号　安里ハイツ201
債務者　松田　彰夫
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９５号
盛岡市向中野３丁目18番22号、旧住所盛岡市本宮字野古61番地16
債務者　加藤　晴美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９８号
盛岡市青山４丁目14番６号　コーポ秋桜203号
債務者　櫻川　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２３号
和歌山県田辺市上万呂492番地の28
債務者　中平　武久
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１３７号
山口県岩国市岩国３丁目３番４―102号
債務者　清水　　巌
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２８号
山口県岩国市麻里布町４丁目19番18号
債務者　原田　　勲
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２７号
青森県五所川原市大字太刀打字麻ノ葉15番地
債務者　永澤　一徳
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
福島県白河市道場小路17番地、前住所神奈川県横浜市神奈川区西神奈川１丁目13番地14ライオンズマンション東白楽第２・201号
債務者　小松　剛文
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
名古屋市北区桐畑町59番地
債務者　竹本　　忍（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４号
神戸市北区鈴蘭台北町６丁目９番１―406号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―301号
債務者　杉山　國光
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部